

東 社 労 第 3 3 8 号
平成23年11月24日

業務推進委員会担当副会長
統括支部長、支部長
同委員会正副委員長 各位
IT推進部会部会長、部会委員
支部電子化推進員

東京都社会保険労務士会
会長 柏木弘文
(公印省略)

離職票の交付を伴う雇用保険被保険者資格
喪失届の電子申請に係る事前情報について

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当会の事業運営に対し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことにつきまして、全国社会保険労務士会連合会より、別添（写）平成23年11月15日付社労連第516号にて、離職証明書における離職者本人の署名、電子申請利用の際の確認書類の照合省略の取扱い及び雇用保険関係手続きに係る返戻書類の電子公文書による返戻対象の拡大について、厚生労働省職業安定局雇用保険課長補佐より情報提供があった旨、連絡がありました。

つきましては、会報12月号で掲載予定の他、連合会ホームページ（電子申請コーナートピックス11月16日付）においても既に掲載されておりますので、ご確認いただきますとともに当該取扱いの円滑な実施についてご協力賜りますようお願い申し上げます。

また、貴支部会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本会ホームページ（会員ページ）におきましても、近日中に掲載のうえ、会員に周知することといたしますので申し添えます。

(担当：業務課 今泉)



平成 23 年 11 月 14 日

全国社会保険労務士会連合会
ご担当者 殿

厚生労働省職業安定局
雇用保険課長補佐

雇用保険関係手続に係るオンライン利用促進について（事前情報）

平素より、雇用保険関係業務の運営に格段の御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

現在、雇用保険関係手続については、利用者の利便性向上の観点からオンライン利用を積極的に推進することとしています。

今般、平成 23 年 11 月 28 日より、「離職票の交付を伴う雇用保険被保険者資格喪失届」について、新たに電子申請による受付を開始することとし、省令等の所要の改正を準備しているところです。

電子申請による受付を開始するにあたっては、現在、下記のとおり検討していることを情報提供いたします。

なお、省令の公布等ののち、貴連合会会長あてに正式にオンライン利用促進にむけた御協力を御願いをすることを予定しています。

記

1 新たに電子申請による受付を開始する手続き

平成 23 年 11 月 28 日より、離職票の交付を伴う雇用保険被保険者資格喪失届について、新たに電子申請により受け付けを開始します。

なお、当該受付に係るプログラム移行作業のため、平成 23 年 11 月 22 日（火）22 時～28 日（月）0 時までの間は、厚生労働省職業安定局が所管する電子申請可能な全手続きにつきまして、e-Gov からの受付を停止いたします。

3. 社会保険労務士に係る電子申請利用の際の確認書類の照合省略について

離職票交付を伴う雇用保険被保険者資格喪失届の電子申請が可能となることなどから、申出書の表記が一部変更となります。今後、当該申出書を提出する場合は、「電子申請利用の際の確認書類の照合省略に係る申出書（別添1（写）【別添様式4】）」をご利用ください。なお、旧様式で申出書を提出し、既に照合省略が認められている場合には、変更後の様式による再提出の必要はありません。

4. 雇用保険関係手続きに係る返戻書類の電子公文書による返戻対象の拡大について

離職票の交付を伴う雇用保険被保険者資格喪失届の電子申請が可能となることに伴い、「雇用保険被保険者資格喪失届」と「雇用保険被保険者離職証明書（安定所提出用）」を併せてハローワークに提出した場合の返戻書類である「離職票-1」、「資格喪失確認通知書（被保険者用）」、「資格喪失確認通知書（事業主通知用）」、「離職票-2」及び「離職証明書（事業主控）」については、電子公文書で通知されることとなります。

併せて、これまで郵送等により通知されていた雇用保険関係手続きに係る他の返戻書類についても、平成23年11月28日より電子公文書で返戻されます。

以上

(担当：登録・電子課 電子情報係)



社 労 連 第 516 号

平成 23 年 11 月 15 日

都道府県社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会

会 長 金 田 修

(公印省略)

離職票の交付を伴う雇用保険被保険者資格喪失届の
電子申請に係る事前情報について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当会の事業運営につき種々ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記電子申請に係る取扱いの概要につきましては、本年 10 月 12 日付社労連第 464 号によりご案内したところですが、離職証明書における離職者本人の署名や、電子申請利用の際の確認書類の照合省略の取扱いについて、別添 1 (写) のとおり平成 23 年 11 月 14 日付で厚生労働省職業安定局雇用保険課長補佐より情報提供がありました。また、雇用保険関係手続きに係る返戻書類の電子公文書による返戻対象の拡大について、別添 2 のとおり e-Gov ホームページにより案内されております。

つきましては、当該電子申請に係る取扱いの事前情報を別紙のとおりご案内いたしますので、円滑な運用開始に向け、会員への周知等ご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、連合会ホームページにおいて会員への周知を図るとともに、新しい情報が入り次第あらためてご連絡申し上げます。

謹白



離職票交付を伴う雇用保険被保険者資格喪失届の電子申請にかかる取扱いについて

1. 離職票交付を伴う雇用保険被保険者資格喪失届の電子申請について

離職票交付を伴う雇用保険被保険者資格喪失届については、平成 23 年 11 月 28 日より申請が可能となります。

なお、当該機能の追加に係るシステムの移行・切替えに伴い、次の期間は厚生労働省職業安定局が所管する電子申請可能な全手続きについて申請できません。

○ 平成 23 年 11 月 22 日（火）22 時 ～ 11 月 28 日（月）0 時まで

2. 離職証明書の様式における離職者本人の署名の取扱いについて

離職者本人が離職証明書の内容について確認したことを証明することができるもの「離職証明書の記載内容に関する確認書（別添 1（写）【別添様式 1】）」を離職証明書の提出の際に PDF ファイル等で添付することをもって、当該被保険者の電子署名に代えることが可能となります。

なお、離職者からの署名を求めることができない場合であって、社会保険労務士が電子申請を行う場合は、「被保険者の確認を得られないやむを得ない理由について（別添 1（写）【別添様式 2 又は 3】）」に必要事項を記載のうえ、PDF ファイル等で添付することで足りることとなります。

ただし、離職者本人が離職証明書の記載内容を確認することは、離職者の受給権を保護する観点から極めて重要な取扱いですので、疎明書の添付をもって安易に離職者の確認を得ずに届出を行うことの無いようご注意ください。

※事業主の電子署名については、平成 23 年 10 月 12 日付社労連第 464 号によりお伝えしたとおり、「提出代行に関する証明書（継続委託用）」を離職証明書の提出と併せて送信することで省略可能です。既に事業主から「提出代行に関する証明書（継続委託用）」を受領している場合は、引き続き利用することができます。

離職証明書の記載内容に関する確認書

平成 年 月 日

○事業所名称 _____

○事業所所在地 _____

○事業主氏名 _____

私は、上記事業主が提出する離職証明書の記載内容について、下記のとおり確認しました。

記

1 離職証明書の記載内容のうち、離職理由欄以外の記載内容については、事実と相違ないことを認めます。

2 事業主が記入した離職理由については、次のとおりです。

異議あり ・ 異議なし

○離職年月日 平成 年 月 日

○離職者住所 _____

○離職者氏名 _____ ㊞

○雇用保険被保険者番号

--	--	--	--

 -

--	--	--	--	--	--	--	--

 -

--

以上

2 離職証明書の様式における離職者本人の署名の取扱いについて

離職票の交付を伴う雇用保険被保険者資格喪失届に添付される離職証明書の離職者本人の署名欄については、離職者本人の電子証明書を付与することができる仕組みになっています。

しかしながら、離職者本人が電子証明書を所持しているケースはほとんどないと想定されるため、離職者本人が離職証明書の内容について確認したことを証明することができるものを離職証明書の提出の際に pdf ファイル等で添付することをもって、当該被保険者の電子署名に代えることが可能となりました。その際の様式については、【別添様式 1】をご利用ください。

なお、万が一、離職者からの署名を求めることができない場合であって社会保険労務士が電子申請を行う場合は、【別添様式 2 又は 3】に必要事項を記載の上、pdf ファイル等で添付することにより足りるものとして取り扱うこととしました。

ただし、本来、離職者本人が離職証明書の記載内容を確認することは、離職者の受給権を保護する観点から極めて重要な取扱いです。従って、疎明書の添付をもって安易に離職者の確認を得ずに届出を行うことは、雇用保険制度の趣旨に反することから、貴会員から事業主に対して適切な指導又は制度の趣旨について周知していただけるよう、貴連合会におかれましてもご協力よろしくお願ひします。

3 社会保険労務士に係る電子申請利用の際の確認書類の照合省略について

社会保険労務士に係る電子申請利用の際の確認書類の照合省略については、これまで申出書の提出を受けて照合省略を認めているところです。

今般、更なるオンライン利用促進の観点から、申出書の要件である「過去3年にわたる取扱実績からみて、」の部分を削除し、取扱実績の年数要件を撤廃することとします。

この他、離職票の交付を伴う雇用保険被保険者資格喪失届を新たに電子申請により受け付けることから、申出書において「雇用保険被保険者資格喪失届（離職証明書の添付を要しない場合に限る。）」と表記していた部分のうち「（離職証明書の添付を要しない場合に限る。）」を削除することとしました。

このため、今後、当該申出書を提出する場合は、【別添様式 4】をご利用ください。

なお、本通知による取扱い以前に旧様式で申出書が提出され、既に照合省略を認めている社会保険労務士については、再度申出書の提出を求めることはせず、当然に離職証明書の添付を要する場合も該当するものとして取り扱うこととします。

また、電子申請に添付する離職証明書に係る照合省略については、従来の取扱どおり離職証明書の⑧欄から⑫欄の各欄に係る確認資料が省略可能です。

以上

被保険者の確認を得られないやむを得ない理由について
(事業主の疎明書)

平成 年 月 日

○離職年月日 平成 年 月 日

○離職者住所 _____

○離職者氏名 _____

○雇用保険被保険者番号

--	--	--	--

 -

--	--	--	--	--	--	--	--

 -

--

(離職証明書の記載内容について離職者本人の確認を得られない理由)

※具体的に記入すること。

私は、上記の離職者に係る雇用保険被保険者資格喪失届に添付する離職証明書の記載内容について、上記の理由から、離職者本人の確認を得られませんでした。

今後は、離職証明書の記載内容について、離職者本人の確認を得られるよう留意します。

以上

○事業所名称 _____

○事業所所在地 _____

○事業主氏名 _____ ㊞

被保険者の確認を得られないやむを得ない理由について
(社会保険労務士の疎明書)

平成 年 月 日

○離職年月日 平成 年 月 日

○離職者住所 _____

○離職者氏名 _____

○雇用保険被保険者番号

--	--	--	--

 -

--	--	--	--	--	--	--	--

 -

--

(離職証明書の記載内容について離職者本人の確認を得られない理由)

※具体的に記入すること。

上記の離職者に係る雇用保険被保険者資格喪失届に添付する離職証明書の記載内容については、上記の理由から、離職者本人の確認を得られない旨、事業主から申し出がありました。

今後は、離職証明書の記載内容について、離職者本人の確認を得られるよう留意します。

以上

○社会保険労務士事務所名称 _____

○登録番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

○社会保険労務士氏名 _____

電子申請利用の際の確認書類の照合省略に係る申出書

(申出社会保険労務士) に係る委託事業所 (○○労働局 (申出先である労働局) が管轄する地域内に所在する事業所に限る。) について、以下の手続一覧に示す手続を電子申請により行う際に、確認書類の照合を省略できるよう申し出ます。

なお、この申出にあたり、申出者に係る以下の事項について確認及び同意します。

- イ 社会保険労務士会の会員であり、かつ、事務処理能力が高く、届書の記載内容に信頼性が高いと認められるものであること。
- ロ 申出社会保険労務士の所属する事業所において保険関係が成立している場合は、当該保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納していないこと。
- ハ これまでに事務処理に起因する不正受給等がないこと。
- ニ 故意又は重大な過失により、雇用保険法その他労働関係法令に係る著しい違反を犯した事例がないこと。
- ホ その他公共職業安定所が実施する研修会等に積極的に協力する等、雇用保険制度の円滑な実施に寄与するものであること。
- ヘ 公共職業安定所の助言・指導等に適切に対応していること。
- ト 公共職業安定所が行う事後のサンプリング調査に協力し、求められた確認書類を遅滞なく提出すること。
- チ 上記イからトまでに該当していなかったことが明らかになった場合、又は該当しなくなるが明らかになった場合に、この申出により認められた照合省略の確認が撤回される可能性があること。

平成 年 月 日

○ ○ 労働局職業安定部長 殿

社会保険労務士 住 所

氏 名



押印又は自筆による署名

《手続一覧》

- ① 雇用保険被保険者資格取得届
- ② 雇用保険被保険者資格喪失届
- ③ 雇用保険被保険者転勤届
- ④ 雇用保険被保険者氏名変更届
- ⑤ 雇用保険事業主事業所各種変更届
- ⑥ 雇用保険被保険者60歳到達時等賃金証明書
- ⑦ 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書
- ⑧ 雇用保険被保険者休業・勤務時間短縮開始時賃金月額証明書
- ⑨ 高年齢雇用継続基本給付金の支給申請
- ⑩ 高年齢再就職給付金の支給申請
- ⑪ 育児休業基本給付金の支給申請
- ⑫ 介護休業給付金の支給申請

なお、②に添付される離職証明書については、離職証明書の⑧欄から⑫欄の各欄に係る確認資料を省略する。

「離職票の交付を伴う雇用保険被保険者資格喪失届」の手続きに係る電子申請の実施等について

1 「離職票の交付を伴う雇用保険被保険者資格喪失届」の手続きに係る電子申請の実施について

雇用保険関係手続きにつきましては、これまでの手続きに加え、新たに、「離職票の交付を伴う雇用保険被保険者資格喪失届」の手続きについて、平成23年11月28日より電子申請による受付を開始する予定です。

これに伴い、「雇用保険被保険者資格喪失届」と「雇用保険被保険者離職証明書（安定所提出用）」を併せてハローワークに提出した場合の返戻書類である「離職票-1」、「資格喪失確認通知書（被保険者用）」、「資格喪失確認通知書（事業主通知用）」、「離職票-2」及び「離職証明書（事業主控）」については、従来は、郵送等により通知しておりましたが、「電子公文書」で通知することが可能となります。

2 雇用保険関係手続きに係る返戻書類の電子公文書による返戻対象の拡大について

従来、以下の雇用保険関係手続きに係る審査終了時の返戻書類については、郵送等により通知しておりましたが、これらについても、1と同じく、平成23年11月28日より電子公文書での返戻が可能となります。

(1) 雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書の提出及び高年齢雇用継続給付受給資格確認

→ 審査終了後に返戻される電子公文書

- ① 高年齢雇用継続給付受給資格確認・否認通知書
(帳票名は「高年齢雇用継続給付支給／不支給決定通知等(被保険者用)」となります。)
- ② 高年齢雇用継続給付次回支給申請日指定通知書（事業主通知用）（受給資格を確認した場合）
- ③ 高年齢雇用継続給付支給申請書（用紙）（受給資格を確認した場合）
- ④ 雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書（事業主控）（受給資格を確認した場合）

(2) 雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書の提出及び高年齢雇用継続給付受給資格確認・高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金）の申請（初回申請）

→ 審査終了後に返戻される電子公文書

- ① 高年齢雇用継続給付受給資格確認・否認通知書
- ② 高年齢雇用継続給付支給・不支給決定通知書（受給資格を確認した場合）
(帳票名は、①、②ともに「高年齢雇用継続給付支給／不支給決定通知等(被保険者用)」となります。)

- ③ 高年齢雇用継続給付次回支給申請日指定通知書(事業主通知用) (受給資格を確認した場合)
- ④ 高年齢雇用継続給付支給申請書(用紙) (受給資格を確認した場合)
- ⑤ 雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書(事業主控) (受給資格を確認した場合)

(3) 雇用保険育児休業給付(育児休業給付金)の申請(初回申請)

[平成22年4月1日以降に育児休業を開始された方]

→ 審査終了後に返戻される電子公文書

- ① 育児休業給付次回支給申請日指定通知書(事業主通知用) (受給資格を確認した場合)
- ② 育児休業給付受給資格確認・否認通知書
- ③ 育児休業給付金支給・不支給決定通知書
(帳票名は、②、③ともに「育児休業給付金支給／不支給決定通知書(被保険者通知用)」となります。)
- ④ 育児休業給付金支給申請書(用紙) (受給資格を確認した場合)
- ⑤ 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書(事業主控) (雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書を入力した場合) (受給資格を確認した場合)
- ⑥ 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書(本人手続用) (雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書を入力した場合) (受給資格を確認した場合)

(4) 雇用保険育児休業給付(育児休業基本給付金)の申請(初回申請)

[平成22年3月31日までに育児休業を開始された方]

→ 審査終了後に返戻される電子公文書

- ① 育児休業給付次回支給申請日指定通知書(事業主通知用) (受給資格を確認した場合)
- ② 育児休業給付受給資格確認・否認通知書
- ③ 育児休業基本給付金支給・不支給決定通知書
(帳票名は、②、③ともに「育児休業給付金支給／不支給決定通知書(被保険者通知用)」となります。)
- ④ 育児休業基本給付金支給申請書・育児休業職場復帰給付金支給申請書(用紙) (受給資格を確認した場合)
- ⑤ 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書(事業主控)
(雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書を入力した場合) (受給資格を確認した場合)
- ⑥ 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書(本人手続用) (雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書を入力した場合) (受給資格を確認した場合)

(5) 雇用保険介護休業給付(介護休業給付金)の申請

→ 審査終了後に返戻される電子公文書

- ① 介護休業給付金支給・不支給決定通知書

- ② 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書（事業主控）（雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書を入力した場合）
- ③ 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書（本人手続用）（雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書を入力した場合）（受給資格を確認した場合）
- ④ 介護休業給付各種処理通知票

3 雇用保険の手続きに係る返戻書類の電子公文書の「別葉化」について

従来、別添の雇用保険関係手続きに係る審査終了時に返戻される電子公文書については、「事業主用」と「被保険者用」をまとめて一葉としていたため、e-Gov より電子公文書のファイルを取得・印刷後に、切り離す必要がありましたが、利用者の方々の負担を軽減するため、これらについて、平成23年11月28日より「別葉（返戻する電子公文書を「事業主用」と「被保険者用」に分けて、ファイルも別ファイルとする）」とします。

「別葉」となる電子公文書の詳細は以下の通りです。

■各手続と電子公文書

No.	手続名	返戻時に分割される公文書	申請者に対して返戻される電子公文書のファイル名
1	雇用保険被保険者資格取得届	雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届	雇用保険資格喪失届、資格取得等確認通知書(事業主用)
			雇用保険被保険者証、資格取得等確認通知書(被保険者用)
2	雇用保険被保険者証の再交付の申請	雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届	雇用保険資格喪失届、資格取得等確認通知書(事業主用)
			雇用保険被保険者証、資格取得等確認通知書(被保険者用)
3	雇用保険被保険者転勤届	雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届	雇用保険資格喪失届、資格取得等確認通知書(事業主用)
			雇用保険被保険者証、資格取得等確認通知書(被保険者用)
4	雇用保険被保険者氏名変更届	雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届	雇用保険資格喪失届、資格取得等確認通知書(事業主用)
			雇用保険被保険者証、資格取得等確認通知書(被保険者用)
5	雇用保険被保険者離職票の再交付の申請	雇用保険被保険者離職票-1	雇用保険被保険者離職票-1、資格喪失確認通知書(被保険者用)
			雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(事業主用)
6	雇用保険高年齢雇用継続給付(高年齢雇用継続基本給付金)の申請	高年齢雇用継続給付支給申請書	高年齢雇用継続給付支給申請書
			高年齢雇用継続給付次回支給申請日指定通知書(事業主用)
			高年齢雇用継続給付支給／不支給決定通知等(被保険者用)

No.	手続名	返戻時に分割される公文書	申請者に対して返戻される電子公文書のファイル名
7	雇用保険高年齢雇用継続給付(高年齢再就職給付金)の申請	高年齢雇用継続給付支給申請書	高年齢雇用継続給付支給申請書
			高年齢雇用継続給付次回支給申請日指定通知書(事業主用)
			高年齢雇用継続給付支給/不支給決定通知等(被保険者用)
8	雇用保険育児休業給付(育児休業給付金)の申請	育児休業給付支給申請書・育児休業者職場復帰給付金支給申請書	育児休業給付金支給申請書
			育児休業給付次回支給申請日指定通知書(事業主通知用)
			育児休業給付金支給/不支給決定通知書(被保険者通知用)
9	雇用保険育児休業給付(育児休業基本給付金)の申請	育児休業給付支給申請書・育児休業者職場復帰給付金支給申請書	育児休業給付金支給申請書
			育児休業給付次回支給申請日指定通知書(事業主通知用)
			育児休業給付金支給/不支給決定通知書(被保険者通知用)
10	雇用保険育児休業給付(育児休業者職場復帰給付金)の申請	育児休業給付支給申請書・育児休業者職場復帰給付金支給申請書	育児休業給付金支給申請書
			育児休業給付次回支給申請日指定通知書(事業主通知用)
			育児休業給付金支給/不支給決定通知書(被保険者通知用)
11	雇用保険被保険者資格取得届(連記式)	雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届	雇用保険資格喪失届、資格取得等確認通知書(事業主用)
			雇用保険被保険者証、資格取得等確認通知書(被保険者用)
12	雇用保険被保険者資格喪失届(連記式(離職票交付なし))	雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(被保険者通知用)	雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(被保険者通知用)
			雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(事業主通知用)
		雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届	雇用保険資格喪失届、資格取得等確認通知書(事業主用)
			雇用保険被保険者証、資格取得等確認通知書(被保険者用)

No.	手続名	返戻時に分割される公文書	申請者に対して返戻される電子公文書のファイル名
13	雇用保険被保険者転勤届(連記式)	雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届	雇用保険資格喪失届、資格取得等確認通知書(事業主用) 雇用保険被保険者証、資格取得等確認通知書(被保険者用)
14	雇用保険被保険者資格喪失届(離職票交付なし)	雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(被保険者通知用) 雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届	雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(被保険者通知用) 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(事業主通知用) 雇用保険資格喪失届、資格取得等確認通知書(事業主用) 雇用保険被保険者証、資格取得等確認通知書(被保険者用)
15	雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書の提出及び高年齢雇用継続給付受給資格確認	高年齢雇用継続給付支給申請書	高年齢雇用継続給付支給申請書 高年齢雇用継続給付次回支給申請日指定通知書(事業主用) 高年齢雇用継続給付支給／不支給決定通知等(被保険者用)
16	雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書の提出及び高年齢雇用継続給付(高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金)の申請(初回申請)	高年齢雇用継続給付支給申請書	高年齢雇用継続給付支給申請書 高年齢雇用継続給付次回支給申請日指定通知書(事業主用) 高年齢雇用継続給付支給／不支給決定通知等(被保険者用)
17	雇用保険育児休業給付(育児休業給付金)の申請(初回申請)	育児休業基本給付支給申請書・育児休業者職場復帰給付金支給申請書	育児休業給付金支給申請書 育児休業給付次回支給申請日指定通知書(事業主通知用) 育児休業給付金支給／不支給決定通知書(被保険者通知用)
18	雇用保険育児休業給付(育児休業基本給付金)の申請(初回申請)	育児休業基本給付支給申請書・育児休業者職場復帰給付金支給申請書	育児休業給付金支給申請書 育児休業給付次回支給申請日指定通知書(事業主通知用) 育児休業給付金支給／不支給決定通知書(被保険者通知用)

別添

No.	手続名	返戻時に分割される公文書	申請者に対して返戻される電子公文書のファイル名
19	雇用保険被保険者資格喪失届(離職票交付あり)	雇用保険被保険者離職票-1	雇用保険被保険者離職票-1、資格喪失確認通知書(被保険者用) 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(事業主用)